



表紙写真

男鹿市北浦 雲昌寺

第75回定時総会報告 ..... 2

長期相続登記等未了土地解消作業について

..... 秋田地方法務局登記部門 総括表示登記専門官 佐 藤 透 ..... 4

第75回定時総会開催までの経緯及び開催形式について ..... 6

セミ・ダイナミック補正と私設電子基準点 ..... 湯沢支部 古 川 克 巳 ..... 7

土地家屋調査士としての思い出 ..... 秋田支部 山 田 栄 治 ..... 10

私の住んでいる街を紹介しまーす ..... 秋田支部 鎌 田 玲 子 ..... 14

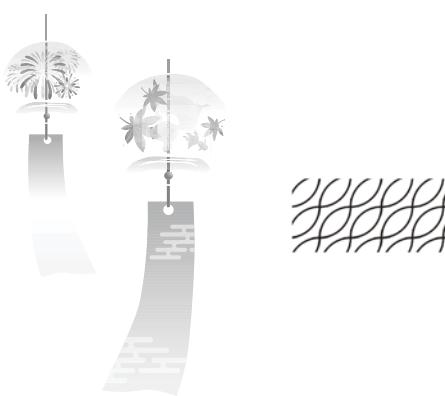
音に魅せられて ..... 本荘支部 須 藤 勇 登 ..... 16

入会3年目の今は ..... 18

会務報告 ..... 20

公囑協会報告 ..... 22

会員の動き・編集後記 ..... 24



発行 秋田県土地家屋調査士会

〒010-0951 秋田市山王六丁目1番13号  
山王プレスビル4階

TEL (018) 824-0324

FAX (018) 865-6488

E-mail a-chosa@air.ocn.ne.jp

URL http://www.akita-chousashi.org/

## 第75回定時総会報告

副会長 小 笹 壽 郎

令和2年5月21日(木)午前10時30分より、秋田市中通七丁目2番1号のホテルメトロポリタン秋田3階「ジュエル」にて、第75回定時総会が開催されました。

秋田県では当分の間、新型コロナウイルスの感染者が出ていないとはいっても、会場周辺は通行人も少なく、また、ホテルのロビーには清掃員と1階の受付にビニール越しにホテルマンが1人いるだけで、ウイルスと対峙する人間社会のあり様を実感することになりました。

今回の総会は、4月14日(火)に開催した第1回部長会において、連合会や秋田県の指針に基づいて規模を縮小し、「小さな総会」とすることが決められました。

出席者は会長、副会長1名、議長1名、各支部の代表者として6名、事務局職員1名の合計10名とし、会場までの移動距離が短いということで、副会長の1人は私が出席することとなりました。



会場の様子

会員からは所属支部を代表する方に総会への出席、議決権の行使を委任していただき、書面による質問、回答をする形を取りました。

当日の会場は、正面に議長席、出席者はコの字型に着席し、ソーシャルディスタンスを確保しての会議となりました。

<午前10時30分開始>

会長の指名により副会長である私が進行役となり、総会次第に則り、物故者に対する黙祷から始まりました。

開会のことばの後、会長あいさつでは古川会長より、出席者へのお礼と新型コロナウイルス感染症の対応について説明がありました。また、連合会長からのメッセージが披露されました。



会長のあいさつ

続いて、議長選出となり、今回は県北地区から大館能代支部の千葉勉会員をご推薦いただいておりました。執行部からご出席をお願いしておりましたので、拍手をもって会場からご賛同をいただき議長就任となりました。

議事は滞りなく進行し、約1時間で終了いたしました。

内容については、会員各位に配布した議事録をご参照ください。

変則的な開催方法となりましたが、会員総数119名+1法人中、105名+1法人の委任状出席、会場出席者9名と高い出席率となりました。書面での質問に対する回答の発表や当日の質問に

対する回答など内容のしっかりしたものとなりました。

今年度は短時間で終了した総会でありましたが、来年度は新型コロナウイルスの感染が落ち着き、会員が一堂に集まり総会を開けることを祈念し、帰路に着いた次第でありました。また会える日までコロナに負けずに元気でがんばりましょう。

## 令和2年度 各表彰受賞者

### 秋田地方法務局長表彰

いい	づか	ひろ	ゆき	あ	べ	やす	し
飯	塚	博	之	阿	部	靖	史
かま	た	まもる		み	うら	かん	じ
鎌	田	衛		三	浦	完	治

### 日本土地家屋調査士会連合会長表彰

さ	さ	き	やす	ひろ	き	むら	ぜん	いち
佐々木	保	宏			木	村	善	一

### 日本土地家屋調査士会連合会長感謝状

かね	ざわ	とし	ひで	たか	はし	しん	りょう
金	沢	俊	英	高	橋	新	亮

### 秋田県土地家屋調査士会長表彰

き	むら	よう	へい
木	村	洋	平

### 秋田県土地家屋調査士会長感謝状

こ	だま	ひさ	み	やま	だ	えい	じ
児	玉	久	美	山	田	榮	治

### 日本土地家屋調査士会連合会東北ブロック協議会長表彰

かね	こ	しげる	た	ぐち	あきら
金	子	茂	田	口	章
ふな	き	よし	わ	が	つよし
船	木	義	和	賀	豪

(順不同、敬称略)

## 長期相続登記等未了土地解消作業について

秋田地方法務局登記部門

総括表示登記専門官 佐藤透

土地家屋調査士の皆様には、日頃から法務局の業務に対しまして、御理解と御協力をいただいていることに、改めて感謝申し上げます。

さて、近時、所有者が死亡した後も相続登記がされないこと等を原因として、いわゆる「所有者不明土地」が生じ、様々な場面で問題となっています。

法務局では相続登記申請を促すために、平成30年度から、長期相続登記等未了土地解消作業を行っています。本作業は最終的には、長期間にわたり相続登記がされていない土地の所有権の登記名義人となり得る者に対して相続登記の申請を勧告するのですが、本稿では本作業の概要等について紹介させていただきますので、執務の参考としていただければ幸いです。

この作業は、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「特措法」という。）に基づき実施しているものです。作業に当たっては、法務省から示されている「長期相続登記等未了土地解消作業事務処理要領」等に基づき、以下の工程に沿って実施しています（4、5の工程については外部に委託して実施）。

### 1 作業候補地域に関する情報の収集

管轄する全ての地方公共団体から要望等を聴取しつつ長期相続登記等未了土地に関する情報を収集します。

### 2 作業実施地域選定及び調査対象土地抽出

収集した情報を基にして実施地域を選定した上で、地域内の土地の中から当該年度の4月1日を起算日として、最後の所有権の登記の受付年月日又は当該登記の日から当該起算日までの期間が原則として60年以上経過している土地を抽出します。

### 3 相続発生の有無の調査

抽出した土地の所有権の登記名義人について、住民票やその除票等を収集するなどして、相続発生の有無の調査を行います。

### 4 法定相続人の調査（委託作業）

調査対象の所有権の登記名義人が死亡して30年以上経過している場合には、法定相続人の戸籍謄本等を請求して、法定相続人を調査します。

### 5 法定相続人情報の作成（委託作業）

調査の結果に基づき法定相続人情報を作成します。なお、法定相続人情報には、いわゆる相続関係説明図と同様に、死亡した親族も記載しています。

### 6 法定相続人情報の審査

登記官は法定相続人情報が正確に作成されているかどうかを審査し、被相続人を特定する作成番号を付します。

### 7 登記記録への記録・校合

審査の結果を踏まえ、職権で所有権の登記名義人の死亡後長期間にわたり相続登記等がされていない土地である旨等を所有権の登記に付記します（別添、記録例参照）。

### 8 法定相続人に対する通知

判明した法定相続人（一部の法定相続人）に対して、登記名義人の死亡後相続登記がされていない旨を通知して相続登記の申請を促します。

### 9 法定相続情報の備付け・活用

法定相続人情報及び収集した資料は、登記簿の附属書類として管轄する登記所に備え付けられます。

登記所に備え付けられた資料は、登記名義人の相続人が登記の申請をする場合において、当該登記名義人に係る法定相続人情報の作成番号を提供することにより、相続があつ

たことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供及び登記名義人となる者の住所を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができます。

さらに、所有権の登記名義人の相続人又は特措法第40条第1項の申出をした地方公共団体から、法定相続人情報の閲覧の請求がされた場合には、記録された情報の内容を書面に

出力し、当該書面を交付することができます。

最後に、法務局では、相続登記の促進に当たり、表題部所有者不明土地解消作業も行っています。

同解消作業に係る所有者の探索について、貴会と連携して進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも御協力の程、よろしくお願ひいたします。

別添

#### 記録例

##### 1 所有権の保存の登記

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和何年何月何日 第何号	所有者 何市何町何番地 甲某
付記1号	長期相続登記等未了土地	余白	作成番号 第5100-2019-0001号 令和何年何月何日付記

(相続人の全部又は一部が判明しないとき)

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和何年何月何日 第何号	所有者 何市何町何番地 甲某
付記1号	長期相続登記等未了土地	余白	作成番号 第5100-2019-0002号 (相続人の全部(又は一部)不掲載) 令和何年何月何日付記

##### 2 所有権の移転の登記(単有)

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
2	所有権移転	昭和何年何月何日 第何号	原因 昭和何年何月何日売買 所有者 何市何町何番地 甲某
付記1号	長期相続登記等未了土地	余白	作成番号 第5100-2019-0003号 令和何年何月何日付記

##### 3 所有権の移転の登記(共有)

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
2	所有権移転	昭和何年何月何日 第何号	原因 昭和何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分2分の1 甲某 何市何町何番地 2分の1 乙某
付記1号	2番共有者乙某につき長期相続登記等未了土地	余白	作成番号 第5100-2019-0004号 令和何年何月何日付記
付記2号	2番共有者甲某につき長期相続登記等未了土地	余白	作成番号 第5100-2019-0005号 令和何年何月何日付記

## 第75回定時総会開催までの経緯及び開催形式について

総務部 部長 木村 茂樹

今年度の第75回定時総会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、表彰式、懇親会を行わず、出席会員の人数を制限して議事を行う異例のものとなりました。

日調連の4月1日付「連合会の4月以降の会議等の対応について」によりますと、集合形式による会議等の開催については、不要不急の趣旨に照らし合わせ開催の必要性を検討し、会議等の延期又は中止をする旨記載されておりました。秋田会におきましては、4月1日に部長会開催通知（14日開催）を発し、開催にあたっては猿田興業さんの会議室をお借りして、換気に注意し間隔を空けて座るなどして協議を致しました。9日には第1回理事会・支部長会合同会議開催通知（21日開催）を発しましたが、部長会において中止することとし、16日に開催中止の通知を致しました。集合形式での会議は中止しましたが、定時総会に向けて協議することができ多々ありましたので、理事各位に対し資料を送付し、書面表決書の提出を求めました。

さて、今般の総会におきましては、会員の皆様に所属支部を代表する方への委任を求め、委任状の提出をお願い致しました。議案第2号で会則一部改正（案）を審議して頂いたのですが、ご承知のとおり会則の制定及び変更は「特別決議」とされており、会則第46条により会員の過半数が出席し、その議決権の過半数で決議するとされております。第1回理事会にて「令和2年度に限り、総会への委任状による議決権の行使を本人出席と見なす」ことを承認頂きましたが、これまで「総会はできるだけ多くの会員が出席して開催されるべきもの」であったのに、

「ほとんどの会員に欠席を要請し、委任状の提出を求める」とする形態での開催となってしまいました。政府による緊急事態宣言は解除され、県境を越えての移動も可能となりましたが、新型コロナウイルス感染症は未だ終息しておらず、全世界では1,000万人を越える方が感染したとの報告がなされています。製薬メーカーがワクチン開発にしのぎを削っているようですが、先が見えない状況です。ソーシャルディスタンスが当たり前となっている昨今、集合形式での会議等はどのように開催すれば良いのでしょうか。3月期決算の企業の株主総会は終了したようですが、“コロナ”を踏まえた株主総会の開催には次の3つの方法が検討されているようです。  
①リアル総会（従来どおり）、  
②ハイブリット型バーチャル総会（開催場所にいない株主についても、ネット等の手段を用いて遠隔地から同時に参加／出席することを容認する形式）、  
③バーチャルオンリー型総会（リアルな総会を開催せず、役員・監査と株主全てがネット等の手段を用いて総会に出席する形式：現行の会社法ではこの方式での開催は難しいらしい）。私達も来年度の総会に向けて検討しなければなりません。

“コロナ”により、会員同士が顔を突き合わせて意見を交換する場も限られてきておりますが、会務は会員、その家族、従業員の生活に直結することでもあり、会員の皆様のご意見を聞かせて頂きたいと思います。

どのような開催方式であれ、出席者の“思い”が伝わるものでなければならないことを切に願います。

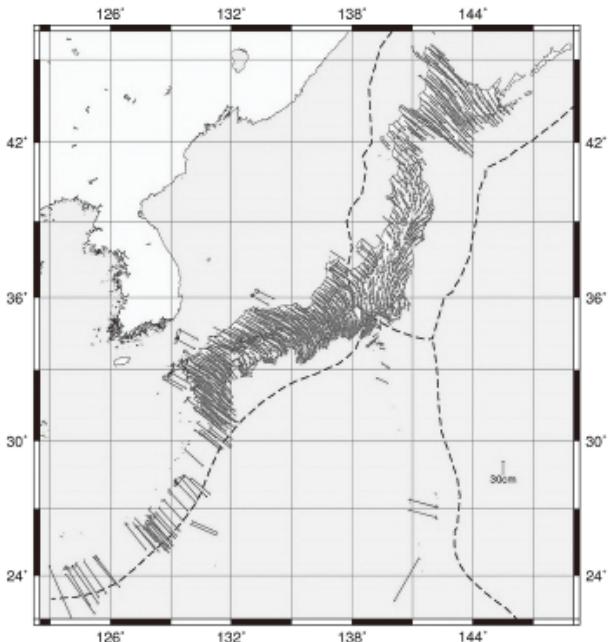
## セミ・ダイナミック補正と私設電子基準点

湯沢支部 古川克巳

### セミ・ダイナミック補正

測量士なら常識のことでしょうが東日本大震災後は、特に重要な事項になっていましたので復習してみました。

日本列島は4つのプレートがぶつかり合うプレート境界に位置しているため、複雑な地殻変動が観測されています。国土地理院のHPでは、1997年1月から2009年1月までの電子基準点等の観測結果から計算した地殻変動の様子を公開しています。

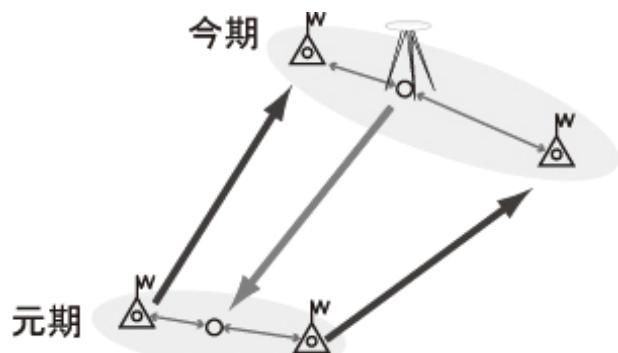


この図によると、

- 1 12年間で数十センチの動きがあること。
- 2 地殻変動の向きや大きさが一様ではなく地域によって異なること。
- 3 平均ひずみ速度は、約0.2ppm/year（単位はkm）です。東日本大震災直後である東北地方は、もっと大きな値になります。

さて、1級基準点測量は、三角点等を既知点とする場合、既知点間距離が4,000mを標準としているため網平均計算をきちんとしていれば、特に問題は生じません。しかし、電子基準点を既知点とする場合は、電子基準点の点間距離をおおむね25kmとすると電子基準点間には、10年間で約50mmの相対変動が蓄積することになります。この状態で網平均計算を行っても閉合差が許容範囲を超えるでしょう。

そこで電子基準点について地殻変動パラメータを用いて補正する必要があるわけです。しかし、測量の基準となる電子基準点自体の座標がしょっちゅう変わってしまっては混乱を招きます。そこで導入されたのが「元期座標」と「今期座標」という考え方です。「元期座標」は、基準日を定めて固定された座標（発表されている測量成果）です。「今期座標」は、現在観測されている座標のことです。「今期座標」を補正パラメータで補正計算して「元期座標」に戻すわけです。



東日本は、地震があったため「元期座標」の基準日が2011年5月24日となっています。国土地理院は、この補正を行う補正パラメータを年

度ごとに発表しています。(3月31日に発表し、運用は4月1日から)1年間は同じ補正パラメータを使うため3月31日に計算した場合と、4月1日に計算した場合では、1年間の電子基準点の地殻変動による動きが見えることになります。

そこで、秋田県内のいくつかの電子基準点についてその1年間の動きを逆セミ・ダイナミック補正計算してみました。以下は、移動量と移動した方向角です。

湯沢 117° 方向に 77mm

皆瀬 118° 方向に 77mm

象潟 114° 方向に 73mm

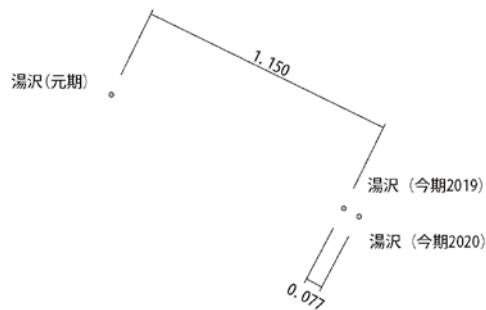
天王 118° 方向に 67mm

鹿角 131° 方向に 57mm

八森 126° 方向に 54mm

### 電子基準点の動き

2019-2020



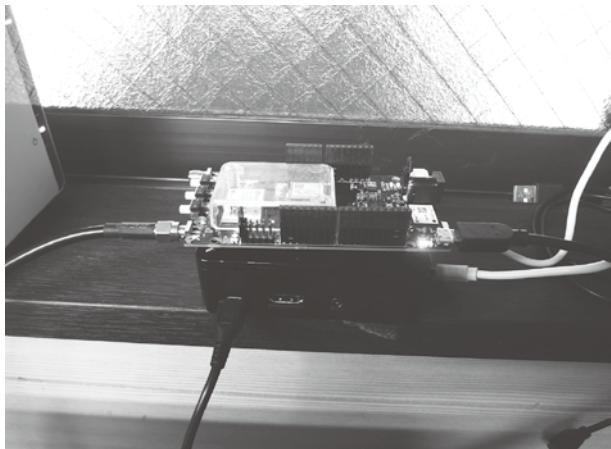
単位:m

日本の平均予想移動量は、20mm (0.2ppm/y \* km) ですから秋田はかなり大きく動いていることがわかります。東南東方向に移動しています。つまり、電子基準点を使ったスタティック計算をする場合、3月31日と4月1日では、この差が計算結果に出てしまうことになります。ただ、VRSに代表されるネットワーク型RTK測量のデー

タ配信サービスのデータは、セミ・ダイナミック補正がすでに適用されていてその補正方法は、各配信会社独自のものとなっているようです。

### 私設電子基準点

なぜ、このことに興味を持ったかというと、配信会社のデータに頼らないRTK測量を実現しようと考へ、自前で電子基準点を設置しているからです。現在、事務所と自宅の2か所にGNSSアンテナと受信機を設置し、受信した衛星のデータをインターネットに配信しています。



この設備は、U-BLOX社 (EUの企業) が開発した1チップGNSS受信器ZED-F9Pを使っています。このチップを使った受信機とアンテナは、日本を含む世界各国の会社から販売されていてその価格は、なんとキットで約3万円、完成品は、約6万円からとなっています。使用例としては、測量よりは、車や農業機械の自動運転、ドローンの

自律航行などの活用事例が多いようです。このチップの性能は、最新の測量用GNSS受信機並みで2周波、184チャンネルGPS、ガリレオ、グロナス、北斗、みちびき等ほぼすべての衛星システムに対応、単独、RTKなどの計算ソフトも内蔵しています。



RTKの場合の精度は、14mm以内となっています。PPPにも対応していて今後みちびきのCLAS（センチメータ級測位補強サービス）が本格運用するようになれば、単独でも 6 cmの精度が可能となる予定です。

この私設電子基準点の活用方法としては、同様のシステムを移動局とし、インターネット経由（スマホです）で基準局からのデータを受信して解析すれば電子基準点データ配信サービスを使うことなくその場でリアルタイムに座標を計算することができます。当然利用料金を気にする必要もありません（携帯料金はかかりますが）。現在は、図根点や境界標の探索に重宝しています。基準点から半径20km以内であれば、探索するには十分な数cmの誤差で測量できています。特に以前測量済みの現場で藪の中からトラバーや境界標を探索するときは、以前の10倍くらい効率が上がっていると感じます。

さて、この私設電子基準点設置は、土地家屋調査士ネットワークで全国をカバーしようという計画の一環です。電子基準点は、全国に1,300点です。私設電子基準点は、現在50か所ほど公開されていますが、そのうち18局ほどが土地家屋調

査士によって設置されています。調査士は、17,000人いるのでその1割の人が設置すれば1,700点となります。電子基準点網を超えることも可能です。

貴方も私設電子基準点を設置してみませんか  
お手伝いいたしますよ。

参考書籍等

- ・国土地理院HP
  - ・トランジスタ技術SUPECIAL増刊  
「センチメートルGPS測位  
F9P RTKキットマニュアル」CQ出版社
  - ・「SNIPによるRTK基準局開設・運用入門」  
コロナ社
  - ・U-BLOX社HP
  - ・善意の基準局掲示板HP

#### ZED-F9Pを使用した受信機キット入手先

## 「トラ技2周波RTKスタートーキット」

CQ出版社（日本）

「simpleRTK2B」 Ardusimple (スペイン)

「GPS-RTK2Board」 Sparkfun (アメリカ)

## Eltehs GNSS OEM Store (ラトビア)

ZED-F9Pを使用した受信機完成品入手先

「DrogerDG-PR01RWS」

ビズステーション株式会社

「AgriBus-GMinR」

株式会社農業情報設計社

「SIRIUS RTK GNSS」

DROTEK ELECTRONICS (フランス)

## 土地家屋調査士としての思い出

秋田支部 山田 栄治

### 土地家屋調査士登録の経緯

私は北秋田郡上小阿仁村の農家に生まれ、農家を継ぐべく育てられました。父が10歳の時死し、男手がなかったので、昭和30年中学を卒業して伝習農場と云う農業の養成所に入り、昭和31年に村に帰ったら、定時制高校の分校が有りましたのでそこに入学しました。そこで選択科目には、英語と測量がありました。普通科に測量科目があるとは不思議でしたが、分校主任の教師が日本で唯一の秋田鉱山専門学校の一期生であったことによります。

入学して間もなく、卒業するまでに測量士補の試験に合格するようにといわれました。優秀な先輩たちが枕をならべて討ち死にしたことを知り、受験する価値があると考え、昭和32年17歳の時、試しに受験したら運よく合格しました。測量士補以上であれば土地家屋調査士として登録できると知りましたが、どうせなら測量士を取ってからと考えていました。

年20歳の時、昭和35年9月中旬に測量士の試験に無事合格したので、手形にあった法務局に土地家屋調査士登録の相談に伺ったら、9月中に登録申請をしなければ試験免除では登録が出来なくなると言われ、急ぎ地理院より合格証明書を取り寄せて、法務局へ書留速達で送って受け付けされたのは9月28日、登録されたのは9月30日でした。

### 山王ビル入居の経緯

農業に従事しておりましたが、20歳では土地家屋調査士の開業は無理と考え、昭和40年上小

阿仁村で農業と兼業の形で開業しました。昭和44年暮れに、ちょうど減反政策が始まったことも有り、農業が立ち行かなくなってきたので、秋田市に事務所を移転しようと考えました。その時法務局は既に山王に移っており、山王ビルも建っていました。

山王ビルに入居したら、司法書士と相部屋であった。山王ビルは当時としては家賃が相対的には高かったので、オーナーであった瀧不動産は相部屋を獎めて居ったようで、隣も司法書士と土地家屋調査士の相部屋であった。

相部屋の司法書士は、法務局OBで会計課長であった月沢良太先生でした。庁舎移設のことで尽力したが新庁舎には入れなかつたと笑っておられた。二人ともお客様は全くなく、月沢先生は参詣人のない別当と笑って話して居られた。不動産登記法を見ていたら、何を調べているかと聞かれ、これこれと云うと、それは規則の何条だと教えてくれました。月沢先生から、不動産登記法について一つ一つ御指導を頂きました。そのうちに民法の大さを知り、御指導をお願いしたら喜んで教えて頂きました。実態法である民法が大事であると云うのが月沢先生の持論でした。

### 法律及び測量技術の変遷について

登記の手続き上多くの変遷があった。例えば、建物の合体の登記がある。2棟の建物を合棟すると、何れの建物の登記も無効になるとして、所有権はもとより、抵当権等すべての登記が抹消された。そのため抵当権の登記を抹消すること

を目的としてわざと合棟する事例もあった。実際に登記のある2棟の建物を合棟した建物の登記を頼まれたが、倒産寸前の会社のため登記が出来ず、色々費用が掛かったが貰えなかった。この問題は、平成5年の法律改正により解消された。

昭和61年8月まで、地積の更正登記を要しない分筆登記については隣接所有者との筆界確認のための立会いは不要であった。ただし、立会いが不要とは法令上はどこにも記載がなかった。昭和61年9月1日以降は、隣接所有者が立ち会ったことを証する書面を分筆登記申請の添付書類として、法務局に提出しなければならない取り扱いに変更されたので、「昭和61年8月以前に提出された地積測量図の場合は、筆界確認のための立会いがなされて居ないから注意」を要する。それ以降に入会された会員は、特に注意を要します。

昭和60年頃まで土地測量の方法は、平板測量オンリーであったが、昭和55年頃、ポケコンを使用したトランシット測量の勉強会があり、昭和62年の秋田市茨島で行われた不動産登記法17条地図作成作業の頃には殆ど会員は、トランシット測量になっていました。その後平成7年頃には、一部会員はGPSを導入するようになった。

有明先生と小西先生とで、手続き及び技術の変遷について詳細に纏めた「地租改正から不動産登記制度へ～登記測量の歴史～」が本会ホームページに発表されているので、必要に応じてこれを見てみることをお勧めする。

調査士としての思い出として、落とすことの出来ないことは、先輩たちと共同で地租改正について調査研究を行ったことです。

平成15年の暮れに、私の事務所に佐々木利彦先生が遊びに来て、十字法で今見るように公図が出来るものかとの話しになつて、ゴールデン

ウィークあたりに実験してみようと云うことになりました。

その準備のために、図書館で公図作成当時のことを探していたら、秋田県史や各市町村史に、地租改正に関する記述がありました。しかし、地租改正事業から100年近くたってから纏められた書籍であるため、各書籍に断片的な記載があった。断片的であるが、それを分類し整理すると、全体像が浮かんできた。その中で、触示（現在の県条例に相当）明治8年第275番が出され、秋田県の地租改正事業がスタートしたことが判明した。

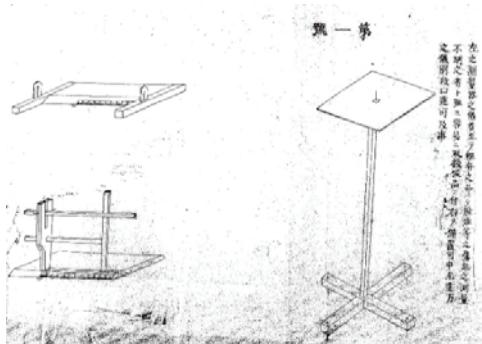
明治8年8月2日、地租改正正副総代人を県庁に召集して辞令を交付、同月9日より由利郡小友村において地租改正の実習を行つた。実際の地租改正事業での実務は、伍長総代（当時の範囲の村長）が中心になって行われた。この人たちにも講習が行われた。

再三の催促を受けての作業開始は、早い所で明治8年の暮れであった。田畠宅地の調査完了は早いところで9年の盆頃、遅いところは9年の晚秋までかかった。

市街地の調査は明治10年、山林原野の調査は明治11年で、全ての作業終了は、公式には明治12年となっている。

触示のコピーは許されず、別室で写真撮影した。それによれば、公図は原始的な平板で作成され、地積は十字法によって求められたことが判明した。原始的な平板は図1、公図の仕上がりは図2、十字法による求積法は図3・4で解説されている。これ等の図面と同じものが、地租改正当時上小阿仁村で戸長を務めた鈴木家に残っていたことから、県全体に配布となったことが確認できた。

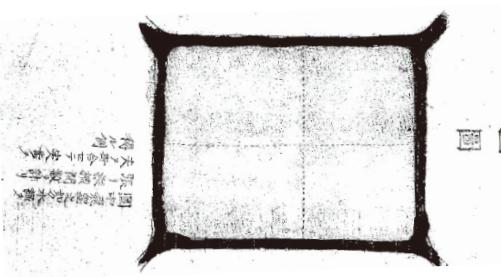
【 図 1 】



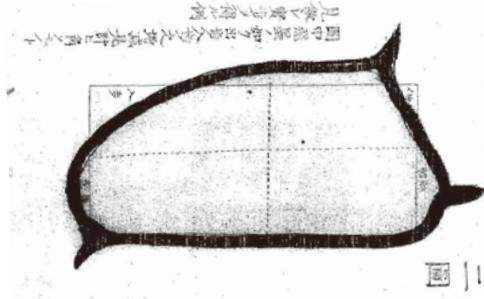
【 図 2 】



### 【図3】



【 図 4 】



【 図 5 】

右図は、県立博物館所蔵の絵巻である。

図5は、現在の1筆地調査である。

図6は、平板測量である。実際に平板測量を行った経験からみると、この絵に描かれた平板は、重くて使用しづらいと考える。可動部分がないものの方が、使い勝手がよかつたと考える。



【図6】



## 【図7】



図7は、十字法による求積の風景である。

秋田県触示明治8年第275番 地籍取調心得書  
第六条 前段「右切絵図作成完了の上はさらに一字毎のその所有者及び村の職員・隣地所有者・小作地は小作人が立会十字木を据へ、現地の縦横件数を測り平均反別を算出」する様子である。

十字法関係者だけで、土地所有者の立会風景は見えない。土地所有者がポールを持ち縄を張ったのか？

## なぜ地租改正が短期間に出来たか

昭和26年に国土調査法が成立して、現在も行われている国土調査事業では、地租改正事業では行われた地価の調査がないのに、いまだ秋田県全域の調査が完成して居らない。これと比較すると、わずか5年ほどで地租改正事業を完了された当時の方々のご苦労には頭の下がる思いである。奴隸を鞭打つようにして出来ることではない。どうしてあまり抵抗なく完成したのか不思議である。これについて、地租改正事業が完了すれば、土地の所有権を認めるとしたことが理由でないかとの記述がある市町村誌があった。そのとおりと考える。江戸時代の土地は藩主の物で、耕作している農民の権利は、現在の永小作権のようなものであったので、自由に売買が

出来なかった。今後は自由に売買が出来ることは魅力的なものであった可能性がある。

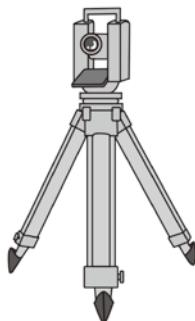
## なぜ上小阿仁村でも村民、農民の力で地租改正が出来たか

平成15年頃、75歳以上の知り合いに、あなたの祖父は、読み書きが出来たかと尋ねたら、祖父達の年代の人は、例外を除いて読み書き出来なかつたとのことであった。その例外とは村長の祖父のこと、寺子屋に行けなかつたので、本家から教えてもらっていたと考えられるということでした。本家とは、おとなひやくしょう長百姓（村の代表者、現在の大字に相当？）を務めた家柄で、寺子屋には入ったはずである。肝煎を勤めた人は、小規模な寺子屋のようなものを開いたとの記録もある。「ようやく地租改正に間に合つたのではないかと考える。」

この調査研究の成果としては、「秋田県における地租改正に関する調査報告書（公図は平板測量によって作られた）」と「秋田県における地租改正に関する法令等の調査報告書」の2冊に纏め、秋田地租改正研究会から、自費出版であるが、発表することが出来た。

調査研究に当たった秋田地租改正研究会の先輩をお年順に紹介すると、千田勇蔵先生・佐々木利彦先生・中川勇治先生及び伊藤利雄先生です。何れの方もお亡くなりになられました。

(令和2年5月 記)



# 私の住んでいる街を紹介します

秋田支部 鎌田玲子

## 「今日は潟上市です」

### —由来に歴史有り—

潟上市は平成17年の合併で飯田川町・昭和町・天王町が合併して誕生しました。

【潟上】平安時代の書物2種に秋田城下の一村として『方上』（方=潟の意。）の記載があったことから、『上』に更なる発展・向上の願いをこめて《潟上市HPより》

県外の方に潟上市を紹介する時は、『県庁所在地の秋田市と、なまはげで有名な男鹿市に挟まれたところです』とよく言っておりました。大きな川も山も無く、国史跡も少なく、観光名所にはいささか乏しいですが、幸いにも自然災害の少ない地形の市です。

### —座標の行方—

地積測量図に記載している

電子基準点：天王

X:-19042.008 Y:-67506.079

実際にどこにあるのか…管理上、市役所の敷地内はたまた屋上にでもあるんだろう、と思い込んでおりました。この際せっかくなので座標を追ってみました。座標を入力、地図上に表示されたのは…潟上市のなかでも南側に位置する潟上市立天王南中学校の敷地内です。潟上市さん・

天王南中学校さんの許可を得てお邪魔すると、ありました、校舎の左正面にあるテニスコートの前に！破損等を避ける為にフェンスで近づけないようにしているかと思いましたが、誰もが近づいて表記を読める状況です。電子基準点支柱のプレートは、写真を撮ろうとすると正面の校舎がきれいに映りこむほどにピカピカにされておりました。地面上の付属標の刻印も土や草に隠れることなく主張しています。

先生方のご指導と、邪険に扱わざ受け入れてくださっている生徒さん達の管理の賜物なんだなあ、と嬉しくなりました。



電子基準点高さ5.0m、鎌田1.6m

### — 東湖八坂神社にて —

さて、観光名所は見つけられなかつたので、身近なお祭りを紹介したいと思います。天王地区（潟上市の男鹿側）の奇祭・通称『牛乗り』です。

正しくは延暦20年（801年、平安時代初期 社伝による）に創建された東湖八坂神社の例大祭の神事の一つで、東湖八坂神社の統人行事は国の重要無形民俗文化財として指定を受けています。潟上市天王・男鹿市船越の両地区から輪番制で『統人』が取り仕切る祭事のうち、毎年7月7日に執り行われます。

“牛乗りは祭神であるスサノオノミコトの姿をまねたものとされ、牛に乗ることを願い出た成人男子は、酒部屋に入って神格を身につけ、意識を失った状態になります。この神人になった牛乗りが巡幸することによって町内が清められ、人々に幸福がもたらされるのです。”（道の駅てんのう内伝承館 東湖八坂神社祭Q&Aより）



(写真提供：潟上市)

幼少時は神社の境内一杯に出店が建ち並び、小銭を握りしめてお店からお店と駆け回っていました。しかし、牛乗り神事が始まる時間帯になると、境内の雰囲気がザワッと変わるので子供心に覚えています。高揚とは違う、あれは畏怖の念かも知れません。

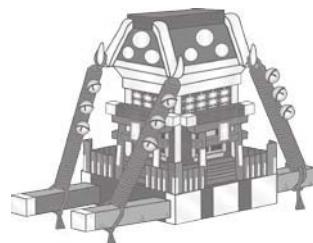
意識が無い状態で、ゆらーりゆらーりと御神牛の背に乗って揺られる男性。男鹿市と潟上市の間には八郎潟につながる船越水道があります。東湖八坂神社からその旧街道にかかる八竜橋のたもとまで、ゆっくりと練り歩きます。時を前後してお神輿の巡幸が八竜橋上に待機、牛乗りと対をなす『くも舞い』が船越水道に浮かぶ船で行われます。

“くも舞いは対岸の男鹿市船越地区が担い、ヤマタノオロチを表したものとされています。真紅の装束を身にまとい、ヤマタノオロチに扮したくも舞人が、船越水道に浮かぶ船に据え付けた2本の蛇柱に張り渡した2本の綱の上で宙返りなどの舞い動作をします。”（前出Q&Aより）

八竜橋上のお神輿と天王側の御神牛、川中のくも舞いが三者対峙して神事が行われます。子供達の間では、牛乗りを終えた男性はどんな病気も治るらしい・寿命が延びるらしい、などと噂されておりましたが、大人になった今でもその真相は分からず仕舞いです。

潟上市といえば、メディアでよく聞くのはブルーメッセあきた（道の駅しょうわ）でしょうか。飯田川地区には鷺舞まつり、昭和地区では八郎まつり、市役所の目の前にある道の駅てんのうでは天王グリーンランドまつり。夏には小粒ながらイベントが目白押しです。

さて、次はどこの電子基準点を見に行こうかしら…。



## 音に魅せられて

本荘支部 須藤勇登

### 耳が飛び出した!!

この頃平穀無事なオーディオ生活をおくる日々が続いている。昨年秋に私は隣県庄内地方のオーディオ店にいた。新製品の試聴会であり、ぼんやりとドアを開けたところ突然我を忘れて聞き入った。良い音と感じるので時間はかかるない。一小節どころか2、3秒あれば引き入れられてしまう。なんと凄いギターの音だと思った。生の音でこのような音を出せる演奏者はいないのではと思いながら聞き入った。

拙宅の装置よりも音の立ち上がり、余韻が全然違った。観客の中には冷静に聞いておられるように見える人もいたが、私はそうでなかった。すぐに値段を尋ねると8桁は優に超える物であり、私にはやり直しの効かない価格で呆然としながら聞いていた。欲しい物があるのに金がなくて手にできない。これは切ない話である。金なる木を私は持っていない。

店主から好条件を出され7日間悩みに悩んだが、結局現在の自分の装置と比較し努力すれば、やり直しの効かない金を工面しなくとも現装置で何とか満足が得られると思い踏みとどまつた。15才の時からあこがれの製品を手にしたくて頑張ってきたものを全て否定してゼロからの再出発するか悩んだものであった。世の中に最高の装置など存在しない事を十分承知しているが、現装置が自分にとってはこれ以上ないものと思っていた。その隠れた奢りが盛大に崩れ落ちたのである。

### そういえばADR研修でも

この感触を受けたのは以前も経験がある。土地家屋調査士ADR研修であった。奢りを持ったら自分は、そこまであり明日からの成長は無くなると思って業務にあたってきた。しかし土地家屋調査士業務も長くなると、経験とか困難な仕事の遂行とかで知らず知らずのうちに奢りを持ってしまったと気付く事があった。集合研修で周りの皆が優秀で自分は皆についていけないので不安になってしまった。

こう言う事があるから道楽者は大変に困りものである。今は主装置を、そのままで周辺機器をいじり自前でしか出せない音作りにビールを飲みながら頑張っている。

私は家に帰ると缶ビール1杯でストレスがほぼ消える。2杯目からは免疫力が増えると思っている。但し、多すぎると副作用があるので注意しなければならないが。

風景写真に夢中になった時期があり、写真集を見ながら上の作業を繰り返すと味覚、聴覚、視覚、大型スピーカーの音圧による振動で毛細血管がマッサージされる。遊んでいるように見えるが健康法ではないかと思うようになった。

巷で言われる音楽療法の言葉があるが、いつからかと言うと第二次世界大戦中にアジア地域でアメリカ軍医が駐屯地で拡声ラッパから音楽を常時流したところ、患者の回復時間がなぜか早くなり、音楽を止めると元に戻った。その後モーツアルトやらなにやらが何の病気に効くと

音楽療法診療所があちこちにできたらしい。私は行った事が無いが私の趣味は体に良いかも知れないと少々の屁理屈である。

### カメラがスピーカーに化けてしまった

ところで会報編集委員からカメラの事についても何か書くようにと要望されたが、実はカメラを長年大事にしていたが見るたびに写真を撮りに行かなければならぬ義務感が付きまとう。しかしこのところ全然行けてない。買い取り業者に所有する90%のカメラの買取依頼をして

7桁に届かない現金を掴んだ。

ほどなくして評判のスピーカーを試聴する機会を設けていただきカメラは別のスピーカーに化けた。なんとも金が身に付かない性分である。この事情から今回は写真についての事は割愛させていただきます。写真とオーディオの共通するところはよくできたものは現実より、迫真性が有ると思う。

これからも仕事のやりがいとしてオーディオを続けたいと思っております。



音楽情報の入口



音楽情報の出口 (JBL 4350)

JBL4350とは、モニタースピーカーの最高峰として開発されたフロア型スピーカーシステム。(編集委員会 付記)

## 入会3年目の今は



つぶやき

横手支部 大山久佳

土地家屋調査士として開業した頃は、右も左も分からぬ状況で知識も乏しく、心に余裕がなかった。毎日が緊張と不安との闘いで焦りが生じ、思ったような回答が出来ないこともあったと思う。しばらくして、ふと、「あの時、ああ言えば良かったなあ」と自分につぶやいたことを思い出す。本当に、自分に自信が無かった。そんな日々も、はや2年が過ぎ、振り返ってみると少しづつではあるが、業務に関する知識も増え、ある程度の自信はついてきたと思う。今でも緊張はするがだいぶ落ち着いて対処出来るようになった。それでも、まだまだ、土地家屋調査士の世界の入口に入ったばかりで、氷山の一角しか見えていないが、少しづつ未知の領域を開拓していきたい。

また、測量業務の仕事を始めて2年目の頃の自分を思い出す。あの頃は、なりふり構わず一生懸命頑張っていたし、いろいろな事を覚えようと努力していたと思う。今まさに、その時期かもしれない。ただ、その頃のような意欲と体力がない。どうしよう。

最近、困ったことがある事が気になりだすとその事ばかり考えるようになってしまった。ボーとしながら。自分の世界に浸ってしまうことがある。他のことが手につかないほどボーとして、考えに浸っている。ふと気づくと、話の内容が

途中で飛んでつながらない。聞き返すこともできず困ってしまう。気を付けていてもいつの間にかボーとしている、今日この頃です。

改めて、この文章を書きながら思うことは調査報告書を含めて上手に文章をまとめあげるのがいかに難しいかということです。すごく頭を悩ませながら、四苦八苦してこの文章を書きました。



秋田会のホープ？

湯沢支部 佐藤 拓

例年ならばGW頃まで雪に埋もれている県南地区。今年は記録的な雪の少なさで、仕事の依頼も前倒し気味である。そんなこんなで早めの依頼をこなしつつ、コロナ騒動の影響なんかなー、なんて考えていたのに「あれ？来月から仕事無くね？」と薄々気づき始めた6月某日、金沢副会長より1通のメールが…。執筆依頼のメールだ。

「ついに来たか…。」最初に思った正直な感想である。同期である横手支部の大山先生と湯沢支部のツッキー（土田先生）にも同様の依頼があったようだ。今まで諸先輩方も通って来られた茨の道、私も心して引き受けよう！

前置きが長くなってしまったが、今回の執筆テーマは「自由」。ただし事務所訪問時の内容とダブらないようにとの事。そう、私は開業約半年にして「会報あきた」の名物コーナー「お

じやまいたしま～す」（第154号）に抜擢されているのである。思い返せば2年連続定時総会での新入会員挨拶など、私は秋田会のホープなんか?!…なんてね。

さて、今年5月にて開業3年目に突入した佐藤拓事務所。まだまだひよっこではあるが、少しずつ業務に慣れてきたと同時に、お客様の不動産という財産を取り扱い、公的な図面に自分の名前が残るという重責も日増しに感じるようになってきた。たまに、会社の一社員として気楽に勤めていた日々を懐かしく思い、しかしながらやりがいのある土地家屋調査士業という業種に誇りを感じるのである。

今後、土地家屋調査士の名に恥じぬようしっかりと精進しなければと肝に銘じながら、来月は仕事の依頼が来るのだろうかと不安な日々を送るのであった。



## 公図を読む習慣が

湯沢支部 土 田 博 之

一昨年の9月に地元である秋田に戻り開業しました。高校卒業と同時に地元を離れており、ほとんど土地勘もない状態からのスタートで、当初は毎回初めて聞く地名の現場に行くような状態でした。最近やっと地名を聞いておおよその場所がイメージ出来る現場が増えってきたような状態です。

調査士業務としては、埼玉の調査士事務所で約5年間補助者として働いており、一応一通り調査士の仕事を経験してきたつもりでした。しかし、自分の責任で仕事をするとなると、これまでなんとなくやってきたようなこと一つ一つ

に対して立ち止まって考えることが多くなつたように思います。

補助者時の主な仕事は新築建物の表題登記(ハウスマーカー)でした。開業してからはこれまでやってきたことを反復するというより、新しく業務を覚えなおすという感覚に近かったです。

建物の表題に関する仕事では、開業して直ぐに新築の表題登記の仕事が入るわけではなく、ほとんどが既存建物の登記でした。しかし既存建物の登記はほとんど経験がなく、こちらに来て初めて尺貫法を意識して仕事し始めた状態です。

土地に関する仕事で戸惑ったのは道水路境界の扱いです。補助者時の現場は、都市近郊がほとんどだったせいか、道水路の境界はほぼ座標管理されています。道路境界が未確定の場合は、道路境界の確定作業を役所と進めていく必要がありました。そのため、土地の業務というと、まず役所に行って道水路の確定・未確定を確認します。確定している場合には、座標にしたがつて現地を復元・確認する。未確定であれば境界の確定作業を進め、それでやっと対象地の測量に入るという流れでした。その経験が体に染みついていたためか、こちらで初めて土地の分筆登記をしたときはかなり戸惑いました。

また、補助者時に扱っていた土地は、ほとんどが比較的新しい地積測量図の備え付けられている土地だったため、公図を意識的に読むということがあまりありませんでした。そのためこちらに来て、初めて公図を詳細に読むという習慣がつきました。現在は、ほぼ全ての現場で悩むことばかりです。

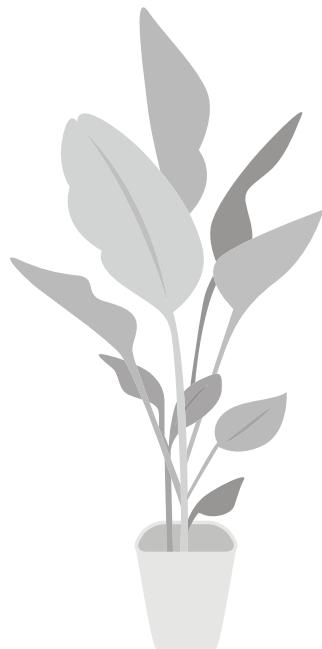
これからのお仕事においては、出来る限り一杯の調査をして調査士業務を行っていきたいと思っています。

## 会務報告

- R 2. 4. 6(月) 新入会員(荻原正樹)登録証交付  
小笠副会長 出席
- 9(木) 新入会員(栗田 貢)登録証交付  
会長 出席
- 14(火) 監査会開催 於 事務局  
 1. 令和元年度業務監査について  
 2. 令和元年度一般会計収支決算書の監査について  
 3. 令和元年度特別会計収支決算書の監査について
- 14(火) 第1回部長会開催  
於 猿田興業ビル 会議室  
 1. 令和元年度各部事業報告  
     (事業報告書により説明)  
 2. 令和元年度収支決算について  
 3. 令和2年度事業計画(案)及び収支予算(案)について  
 4. 会則の一部改正に係る事前内議について  
 5. 会員証の発行について  
 6. 会費免除申出の減免期間について  
 7. 秋田地方法務局不動産表示登記事務取扱要領の製本作成について  
 8. 理事会、総会の運営について  
 9. 理事会の協議事項について
- 22(水) 第1回理事会 (書面表決)  
 報告第1号 令和元年度会務報告について  
 報告第2号 第4回法務局との意見交換会について

- 報告第3号 会費免除申出の減免期間について
- 議案第1号 令和元年度一般会計、特別会計収支決算について
- 議案第2号 定時総会の開催方法、報告事項及び議案事項について
- 議案第3号 「令和2年度に限り、総会への委任状による議決権の行使を、本人出席とみなす」について
- 議案第4号 令和2年度事業計画(案)について
- 議案第5号 令和2年度一般会計、特別会計収支予算(案)について
- 議案第6号 会則の一部改正に係る事前内議による改正(案)の修正について
- 議案第7号 証紙規程の一部改正(案)について
- 議案第8号 秋田境界ADR相談室の関与員の確認と追加承認について
- 議案第9号 会員証の発行について
- 議案第10号 日調連定時総会代議員について

4. 28(火) 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業「登記制度創造プロジェクト」担当者会同（電子会議）の開催 於 事務局  
高谷業務部長 出席
5. 11(月) 秋田地方法務局首席登記官、総括登記官2名 着任挨拶のため来訪
- 21(木) 第75回定期総会開催  
於 ホテルメトロポリタン秋田  
出席会員 9名  
委任状 106名  
出席会員合計 115名
6. 16(火) 日調連第77回定期総会開催  
於 土地家屋調査士会館 会議室  
会長、代議員 小笠副会長  
議決権行使の委任状提出
7. 1(水) 第1回業務・研修部会（電子会議）開催 於 各会員事務所
1. 秋田大学での寄附講座および測量実習について
  2. ネットワーク型RTK観測法標準マニュアルの検証について
  3. 全県総合研修会について
  4. 秋田県土地家屋調査士会新人研修会について
  5. 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業「登記制度創造プロジェクト」について
  6. 勉強会について
- 10(金) 第1回東北ブロック協議会理事会開催 於 宮城自治労会館  
会長 出席
7. 10(金) 日調連東北ブロック協議会第65回定期総会開催  
於 宮城自治労会館  
会長、ブロック相談役（赤塚富治）、根本副会長 出席
- 16(木) 第1回法務局との情報交換会開催 於 秋田合同庁舎  
根本副会長、木村総務部長、高谷業務部長、飯塚秋田支部長出席
- 31(金) 全国一斉不動産表示登記無料相談会開催 於 事務局



## 公団協会令和元年度会務報告

自 令和2年4月1日  
至 令和2年6月30日

年月日	行 事	出席者、会場 他
2.5.15	令和元年度 常任理事会 ◆会議事項 1. 本年度決算の見込みについて 2. 来年度予算書(案)、事業計画(案)について 3. 定時総会及び研修会の開催について 4. その他 (当日発議がある場合)	小笠理事長、小松副理事長、 須藤副理事長、福原専務理事、 杉山常任理事、工藤常任理事  W E B 開催
6.12	令和元年度 第4回理事会 ◆報告事項 1. 入札結果について 2. 全公連 全国理事長会議への出席について 3. 代表理事・業務執行理事の職務執行状況及び 各エリアの現況報告について ◆会議事項 1. 令和2年度予算(案)、事業計画(案)の承認について 2. 資金調達の見込み(短期借入金)の承認について 3. 定時総会の開催方法について 4. 役員改選に伴う理事の選任数について 5. 入会審査について 6. 監査会及び次回理事会の日程等について	理事 14名 (欠席1名) 監事 2名  W E B 開催

### 発注官公署一覧

令和2年6月末現在

官 公 署 名	
国交省	秋田河川国道事務所 能代河川国道事務所 湯沢河川国道事務所 鳥海ダム工事事務所
国	東北財務局秋田財務事務所 東北森林管理局 秋田地方事務局 秋田労働局
県	北秋田地域振興局(建設) 北秋田地域振興局(農林) 鹿角地域振興局(建設) 鹿角地域振興局(農林) 秋田地域振興局(建設) 秋田地域振興局(農林) 山本地域振興局(建設)

官 公 署 名	
市	山本地域振興局(農林) 由利地域振興局(農林) 仙北地域振興局(建設) 仙北地域振興局(農林) 平鹿地域振興局(建設) 平鹿地域振興局(農林) 雄勝地域振興局(建設) 雄勝地域振興局(農林) 財産活用課 産業集積課 農林政策課 園芸振興課 資源エネルギー産業課 秋田港湾事務所 教育庁 県警本部
町	秋田市上下水道局 男鹿館市 大能代市 由利本荘市 にかほ市 大仙市 横手市 湯沢市 五城目町 三種町 美郷町 羽後町
村	秋田市 鹿代市 能代市 利根川村 本荘市 庄内村 ほほえむ村 仙北村 手取村 横手村 湯沢村 城目村 五城目村 三種町 美郷町 羽後町

官 公 署 名	
市	秋田市 鹿代市 能代市 利根川村 本荘市 庄内村 ほほえむ村 仙北村 手取村 横手村 湯沢村 城目村 五城目村 三種町 美郷町 羽後町
町	秋田市 鹿代市 能代市 利根川村 本荘市 庄内村 ほほえむ村 仙北村 手取村 横手村 湯沢村 城目村 五城目村 三種町 美郷町 羽後町
村	秋田市 鹿代市 能代市 利根川村 本荘市 庄内村 ほほえむ村 仙北村 手取村 横手村 湯沢村 城目村 五城目村 三種町 美郷町 羽後町
大曲仙北広域市町村圏組合	大曲仙北広域市町村圏組合

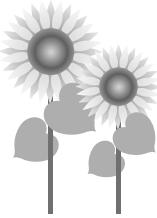
## エリア別一覧

令和2年6月末現在

エリア	官 公 署 名
秋 田	国交省 秋田河川国道事務所
	東北財務局 秋田財務事務所
	秋 田 地 方 法 務 局
	秋 田 地 域 振 興 局 (建設)
	秋 田 地 域 振 興 局 (農 林)
	秋 田 県 財 産 活 用 課
	秋 田 県 产 業 集 積 課
	秋 田 県 園 芸 振 興 課
	秋 田 県 資 源 エ ネ ル ジ 一 産 業 課
	秋 田 県 秋 田 港 湾 事 務 所
	県 警 本 部
能 代	秋 田 市
	秋 田 市 上 下 水 道 局
	男 鹿 市
	五 城 目 町
	国交省 能代河川国道事務所
大 館	東北財務局 秋田財務事務所
	東 北 森 林 管 理 局
	山 本 地 域 振 興 局 (建設)
	山 本 地 域 振 興 局 (農 林)
	秋 田 県 产 業 集 積 課
	能 代 市
	三 种 町
本 莊	国交省 能代河川国道事務所
	北秋田地域振興局 (建設)
	北秋田地域振興局 (農林)
	鹿 角 地 域 振 興 局 (建設)
	鹿 角 地 域 振 興 局 (農 林)
	県 警 本 部

エリア	官 公 署 名
大 曲	国交省 秋田河川国道事務所
	国交省 湯沢河川国道事務所
	仙 北 地 域 振 興 局 (建設)
	仙 北 地 域 振 興 局 (農 林)
	秋 田 県 農 林 政 策 課
	大 仙 市
	仙 北 市
横 手	美 郷 町
	大曲仙北広域市町村圏組合
	国交省 湯沢河川国道事務所
	平 鹿 地 域 振 興 局 (建設)
	平 鹿 地 域 振 興 局 (農 林)
湯 沢	秋 田 県 財 産 活 用 課
	秋 田 県 产 業 集 積 課
	横 手 市
	国交省 湯沢河川国道事務所
	雄 勝 地 域 振 興 局 (建設)





## 新入会員紹介

よろしくお願いします。



湯沢支部

栗田 貢



秋田支部

荻原 正樹

### 会員の動き

#### 【入会者】

氏名	事務所	入会年月日	登録年月日	登録番号	支部
栗田 貢	湯沢市大町二丁目2番2号	2.4.1	2.4.1	1040	湯沢
荻原 正樹	秋田市東通五丁目12番17号1A	2.4.1	2.4.1	1041	秋田

#### 【事務所移転】

氏名	事務所	移転年月日	受信日	支部
大山久佳	横手市平和町3番30号 よねやMGビル2階	2.5.1	2.5.13	横手
鎌田玲子	秋田市広面字板橋添59番地6	2.6.1	2.6.1	秋田

#### 編集後記

編集委員の皆さんと顔を合わせるのが楽しみでしたが、コロナ禍で委員会を開催できず残念でした。普段会うことのない方達と会えるのは程よい緊張があり、一人で仕事をしている身としてはなかなか得られない機会だと思っています。今年は、会という会の開催が中止になり会報もどうなるかと思いましたが、会員個々人が持っている様々な面に助けられ、無事発行することができました。今後も会報編集委員会から会員の方へいろいろとお願いすることがあると思います。その際は、よろしくお願いいたします。

編集委員 金沢俊英